## 「緊急参集チーム」に関するヒアリング結果

実施日時: 平成24年2月22日 14:32~15:28

実施委員名: 御厨貴委員長、石原一則委員、三宅弘委員

説 明 者:副総括文書管理者(内閣総務官室内閣参事官)

事務局の事務方責任者(内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当))

現場の様子を知る職員(内閣官房副長官補室内閣参事官)

## 会議等の概要

設置期間:平成23年3月11日~平成23年7月20日(開催)

設置根拠:緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成 15 年 11 月 21

日閣議決定)

設置目的:政府は、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は

生じるおそれがある緊急事態に対し、災害対策基本法、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、安全保障会議設置法その他関係法令により対処するほか、緊急事態に際して下記により政府一体となった初動対処体制をとることにより、速やかな事態の把握に努めるとともに、被災者の救出、被害拡大の防止、事態の集結に全力を尽くす。対処に当たっては、判明した事態の状況に応じ、事態の変化に柔軟かつ的確に対応する。

構成員:関係省庁等の局長等の幹部

(事案によって異なる。「緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細

目」(平成 15 年 11 月 21 日内閣官房長官決裁))

開催実績:随時

主な決定又は了解文書: -

事務局:内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

# 1 緊急参集チームの活動内容について

- ○緊急参集チームは東北地方太平洋沖地震発生後の初動期においては、関係省庁 等の局長等が官邸危機管理センターに一堂に会し、昼夜を問わず常駐し、随時 散発的に関係省庁と情報共有、連絡調整等を行っていたものであり、いわゆる 一般的な会議体として開催されていたわけではない。
- ・緊急参集チームは、内閣危機管理監が主宰し、事態に応じて予め定められた関係省庁の局長クラスが緊急参集チームとして参集し、政府としての初動措置に関する情報の集約、連絡調整等を行い、内閣危機管理監が最終意思決定権者で

ある内閣総理大臣に報告する情報の集約、整理をすることが任務であり、政府 の対応についての意思決定を行うものではない。

- ・具体的には、例えば、発災直後、被害状況についての断片的な情報が、警察・ 消防・自衛隊等から、緊急参集チームのメンバーに逐次送られ、内閣危機管理 監が、それらの情報を集約・整理した上で、官邸首脳に伝える。また、それら の情報は、緊急参集チームのメンバーを通じて、他の省庁にも伝えられ、各省 庁の活動に活かされる。
- ・さらに、ある事案について関係省庁間で調整が必要な場合に、緊急参集チーム として集まった局長間で直接調整し、それを各省において実施することにより、 電話等で調整するよりもスムーズな対応が可能となる。
- ・今回の東日本大震災後は、最初の2週間強は、いわゆる缶詰状態であり、緊急 参集チームのメンバー間で、随時散発的に、また、同時並行的に、調整が行わ れていた。
- ・3月下旬以降、やや落ち着きが出てきたことから、チームとして協議するという形となった。

# 2 活動の記録について

- ・各省庁から官邸危機管理センターに集められた資料は、(未確認情報も含まれるものもあるが)時系列で綴じて保存されている。
- ・また、やや落ち着きが出てきた3月下旬以降は、チームとして協議する形となり、協議での確認事項を記録した文書(議事概要)を作成・保管している。

# 3 公文書管理法の周知状況

- 〇内閣官房では、内閣官房の各室に対して公文書管理法等の周知等について下記 のとおり行っている
  - ①公文書管理法の概要及び条文について、メールにより周知 (H22.10.26、H23.10.31)。
  - ②内閣官房行政文書管理規則及び内閣官房行政文書ファイル保存要領について、各室にメールにより周知(H23.4.1)。
  - ③内閣官房行政文書管理規則について、イントラネットにより周知(H23.4.4)。
- 〇内閣官房では、独立行政法人国立公文書館が行う研修に8人の文書管理担当者 を派遣した。

公文書管理研修 I (第1回/H23.7.15) 2人、公文書管理研修 II (第1回/H23.7.25~29) 3人、公文書管理研修 II (第2回/H23.12.5~9) 2人、アーカイブス研修 I (H23.8.29~9.2) 1人。

- 〇内閣官房では、文書作成義務について幹部職員、幹部以外の職員ともに平成23 年4月までに認識し、理解していたと認識している。
- 〇内閣官房では、文書管理担当者に対して行政文書の管理に関するガイドライン 等を配布し、その内容理解に努めたと認識している。

#### 【点検・監査状況】

- 〇内閣官房では、行政文書点検要領及び行政文書監査要領については平成 23 年 12 月に作成しており、点検については、平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月までの間において実施するよう各室に指示した。
- ○監査については年度内に実施する予定。

### 4 その他

#### 【会議の録音について】

- 〇官邸危機管理センターにおいては、事案対処等に関する情報及びセンターの設備、業務内容等に関する情報の漏出を防ぐため、原則として録音が禁止されている。
- ○緊急参集チームは一般的な会議の様に逐次参加者が発言しながら進行するものではなく、発災当初の緊急参集チーム協議においては不規則にそれぞれの席等において様々な者が発言、協議を個別に行う等しており、議事録を起こせるような形での録音が可能であったとは思えない。
- ・参集者が落ち着いて順番に話す会議ではなく、複数のグループが同時に話しているという状況もあったので、録音することは難しいのではないか。
- ・また、会議の性格にもよるが、議論を促進させるために未確認情報についても 公表を前提としない条件で積極的に情報提供を求める場合もあること等に留 意する必要がある。

#### 【原子力災害対策本部等への連携・引き継ぎについて】

- ・原子力災害対策本部は、官邸で開催されていたが、事務局である原子力安全・ 保安院が官邸で行われる会議の準備に不慣れであったため、安全保障会議等の 開催実績があり、座席表やネームプレートの作成に慣れていた内閣官房(安全 保障・危機管理室)が、その手伝いをしていたにすぎない。
- ・会議の中身そのものについては、原子力安全・保安院の担当であり、内閣官房 (安全保障・危機管理室)は担当していない。
- ・緊急災害対策本部を担当する内閣府(防災)は、自然災害が時々あるので、内閣府(防災)と原子力安全・保安院とでは、手慣れ方に差があった。